

る。従つてその五級地というものは寒冷度によつてたゞいふお話になつたやうな問題、すなわち石炭手当、寒冷地手当を含む意味の支給率を増しておると、こういうふうな區別されて級別を作られておつたものと、こういうふうな考えたいと思うのですが、それは一体どうなんですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今特に暖房設備というお話があつたわけですが、いゝが、いわゆる寒冷地手当というものは、先ほど私が申し上げましたように、いわゆる暖房費も含んでおられますが、そのほかにいわゆる寒冷積雪というものをいろいろ含んでおるわけでございます。所によりまして、積雪が非常に多いという所もありまして、雪はないけれども寒さが非常に強いという地域もあると思つて、総合いたしまして一級から五級に分けてある。従つて五級の辺が特に暖房設備というものを特段に考へておるといふふうにはなかなか説明しがたいだらう、このように考へております。

○島村軍次君 そこで暖房設備はそれはちよつとおかしいじゃないですか。ただいま前段の説明によりますと、寒冷地手当というものは積雪その他寒冷に対する薪炭その他暖房設備を要する、あるいは住宅等に特別の施設を要するので級別を分かつて支給する、これが寒冷地手当の一般原則、こういうふうな考へられておるのであつて、特に北海道の石炭手当はこれは寒冷地がはなはだしいので暖房に関する設備の方は重複すると、こういうふうな御説明と承わつたのです。そうではないのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 説明が足りませんで、あるいは誤解をいたしたいかと思つてありますが、石炭手当というものが寒冷地手当と重複はしてない、このように考へておる。重複しておると考へられるかもしれないけれども、これはわれわれの方の見解では重複はしてない、このように考へております。

○島村軍次君 そうすると薪炭を要する費用はこれは含んでおると見ていいんですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 薪炭といふ、石炭といふ、これは燃料でございますが、まあ燃料は暖房の費用にも使いますし、また厨房用にも使いますわけでございます。北海道におきましては石炭を使うことが多いであらうといふことは、これは言へると思つて、しかし内地における寒冷地帯におきましてどの程度石炭を使つておるかといふと、これは程度は低いもので、主として薪炭は薪炭によつておる方が多いであらう、こういうことは申し上げられると思つておる。

○島村軍次君 そうしますと寒冷地手当の一級から五級に分かつておるその具体的な計算の基礎というふうなものは、おおよそ人事院ではどういふ程度のものというふうにお考へになつておられますか。

【委員長退席、理事野本吉君着席】
○政府委員(瀧本忠男君) これはただいま寒冷地手当はどのようなものであるかというお話がございまして、まあ寒冷地手当は、これは主として暖房用、採暖といった方が適當であるかもしれせん。採暖用——寒地における、

特に寒冷でありますので、採暖用、それからまた雪のありますときには積雪を防備する費用、そういうものをいろいろ含んでおる、こういうふうな申し上げたわけでありまして、われわれの方におきましていろいろこれを説明するようなど申します。現在の支給金額というものが実生計費から見まして、大体適當であるという程度に研究はいたしております。しかし表面これを一級から五級までに分つておられます基準は、後にもし御必要がございすれば詳細なことをあるいは表にして提出してもけっこうなものであります。が、まずこの寒さといふものと積雪といふものと兼ね合はせて、たとえば最下級の一級地でございますならば、年間積雪、この一番寒い時期におきまして平均積雪といふものが三十センチといふところが一級である。それから積雪が、平均積雪といふものがふえて参りますれば、それに應じて段階をきめておる。また寒冷度によりましてこの段階をつけておられます。その組み合せによりまして、一級から五級までを作つたわけでありまして、このやうなことに相なつております。

○島村軍次君 どうも今の御説明を承りますと、寒冷地手当というものは、要素は積雪と採暖用、この二つの要素を含んでおる、こゝろ見なければならぬですね。そうしますと、北海道の石炭手当については、まあおおよそほんやりながら意味はわかりますが、採暖用といふことになれば、これはやはり薪炭以外には方法はないと思つたのですが、採暖用として計算に入れるべき具体的な根拠を一つ聞かしてもらいたい。

○政府委員(瀧本忠男君) あるいは十分御質問の趣旨は了解しないで御答弁申し上げることになるかもしれませんが、採暖用と云ひます場合に、まぎと云ふやうなもので採暖いたす場合もあつたし、また木炭といふやうなものを使う場合もあつたし、また石炭を用います場合もあるわけでありまして、薪炭だけで採暖するわけではなない。これはまた地域々々によつて違つておるわけですが、北海道地域につきましては、石炭の産地でもございしますので、石炭による採暖といふことが多い。このように考へております。

○島村軍次君 提案者にお伺ひいたしたいと思つて、先に同僚の千葉君から提案されました当時のことは私はよく存じませんが、今回特に衆議院において自民党の方から御提案になりました際の寒冷地手当及び石炭手当、しこして今回御提案になりました薪炭手当等のはっきりした具体的な区分についてはどういふふうにお考へになつていますか。

○衆議院議員(黒金泰美君) 先ほど来島村さんからお尋ね、非常にむづかしい点でございますが、われわれもこの薪炭手当という名前をつけますにつきては、いろいろ検討もいたしてみたりもございまして、今、給与局長からいろいろお話ございましたが、私もそれほど専門家でないものから、比較的割り切つて考へておるのではありませんが、北海道では内地の寒冷地手当に当る分が二本立になつておる。採暖と申しましようか、燃料費だ、これは石炭手当といふ昔からあつた慣行に従つて別個の手当になつてお

る。その他の積雪寒冷による生計費の増高といふものが寒冷地手当という名目で与えられておる。この二つ合せましたものが、大体内地における寒冷地手当と同質のものである。そのやうに一応理解いたしまして、そういうふうな理解いたして参りますと、内地の寒冷地手当の中には、もとより採暖用の薪炭費が入るわけでありまして、その薪炭費が入つておる上に新しく薪炭手当という名前をつけることは、これは觀念的には非常におかしい、私もそう考へたのでございまして、実際から申しますれば、今やむを得ない理由を申し上げてみたいと思つておるけれども、たとえば函館でございます。函館におきましては石炭手当が一冬に一万九千五百円世帯主でもらいます。それから寒冷地手当は一万四千八百円もらいます。これは五級地でございます。合せまして内地の寒冷地手当に当る額が三万三千五百八十円になつております。ところがすぐ海を隔てました向い側の青森でございます。これは石炭手当の制度がないのであります。から、寒冷地手当の最高五級地の一万四千八百円をもらうだけでありまして、むしろ積雪寒冷の度合いから申しますれば、しろうと目で見ましても恵まれていない青森市の方が半額以下の金しかもらつていない、かやうな点で、どう考へてもこれはおかしいじゃないかと云ふことからはなして、きのうも御説明申し上げました通りに、公社なり現業官庁でこれのほかにもらつております四千五百円なりあるいは五千円なり以下のものを合せて与えることによつて何とか権衡をとらう、こういう考へに立つて、実際的には私も

十分に皆様にお願い申す理由があると思ふのでありまして、そこで観念的に分析いたしまして、それなら薪炭手当という名前をつけた場合に、今までの寒冷地手当の中に薪炭手当が入っているではないか、こうおっしゃられますればこれは一言ないのでございます。ただこれをたとえば寒冷地手当の増給と呼ぶことが、実体とすれば、一番合うかと思つたのでございますけれども、通称的にこれを薪炭手当というところがもう大分前から言ひならわされておりましたし、ことにかつて参議院におきまして二回ほどこの名前でお通しになった。前回の衆議院におきまして、こういう名前を出したというような経過もございましたので、あえて薪炭手当という名前を使ひましたが、観念的に突き詰めて申しますと、今申し上げたように、全面的な今の寒冷地手当では不足の分の補給、こういう観念に相なるかと存じます。

○島村軍次君　そこで給与局長にお伺いいたしますが、公務員制度調査会の答申によりまして、第六項に給与に関する答申が出ております。この(四)の(イ)によりまして、石炭手当及び寒冷地手当は、総合的に整備し簡素化すること、こういうことの答申になっておりますが、今回の提案によりましていふと、ますます複雑化して、しかも観念的には寒冷地手当に含むべきものがさらにはみ出して薪炭手当、こういうふうなことに複雑化してくるということになると思ひます。そこで人事院としては、この答申案についてどういう見解をお持ちになつておるか。また答申案以外に、答申案を尊重するといふ建前で御研究になつておるかどう

か。今後の給与制度についてこれらの諸問題をどう扱わんとしておられるか、こういう問題について一つ伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君)　ただいま御指摘になりました公務員制度調査会の答申でございまして、この答申を受けてましてこれを制度化したしますために、内閣に公務員制度調査室というものが設けられまして、この調査室におきまして鋭意その問題は研究いたしておるわけでありまして、人事院は給与実施官庁でございまして、またこういう問題について報告もできる立場にあります。人事院はもとより給与制度の合理化ということにつきまして独自の研究を進めておるわけでございまして、総合的に申しますと、この給与制度というものが非常に複雑化しておるといふ状況は、あまり好ましくないということは言い得ると思うのであります。従ひまして、将来の方向といたしましては、この制度というものは簡素化されるのが適當であろうといふふうに考へております。で、石炭手当、寒冷地手当並びに今回の御提案の薪炭手当というようなものをめづつて考えてみました際にございまして、いろいろ理由はありますがございまして、けれども、いずれをとりますとも、傾向としてはやはり冬季の寒冷に對する手当であるといふことに、大きな意味から申しますと変りはないわけでございます。こういうものが細分されておるといふことは、これはやはりいろいろ制度が複雑になるわけでございまして、この、遠い将来の方向といたしましては、これは合理化されるのが適當であろうといふふうに考へております。

す。まあさしあたりの方向といたしましても、人事院といたしましては、いろいろ考へてはおるのでございまして、が、いろいろ昨日御議論のございましたように、あるいは北海道のごく南端部とそれから内地のごく北端部の間におきまして、条件がそれほど違わな

いのに格差があるではないかというやうな問題もあるわけであります。これはいかなる制度を作りまして、その境目におきましては、どうしてもそういう問題があるかと思つたのでございまして、それが相當著しい差であるといひますならば、こういう問題は制度のやはり十分熟していないう点があるのではなからうかというふうにも考へられますので、そういう点につきましては、従来この制度をより合理化することにつきまして、努力すべきであらうといふふうに考へております。最終の方向といたしましては、これはまあ公務員制度調査会の答申の方向が、制度としては適當であらうと思ふのでございまして、さしあたりの問題といたして考へてみまする際に、この現在の寒冷地手当をより合理化する方便があるのではなからうか、こういうふうなことでございまして、人事院といたしましては、二通りの考へに基いて現在研究を進めておる次第でございまして。

に該當いたしまする地域の薪炭の使用状況がどうであるか、これをつぶさに研究いたすということは、制度を考えます際に、許されまするならば、やつてみなければならぬことであらうといふふうに思つたわけであります。ところが實際やつてみるといたしまして、これは大へん困難なことになるであらうといふふうに考へられます。従ひましてわれわれといたしましては、まあサンプル的に特段の条件の異なる地域を抽出いたしまして、そうしてこれで見当をつけてみるというよりしやうがないのじやなからうかというふうに思つたわけであります。その程度のことではもちろんやつております。しかしそれを基準にいたしまして、ただそれのみからその程度の抽出されたものを基準といたしまして作りまするのには、はなはだこれは基礎が十分でないらうな

のでございまして、これを置きかへまして、当然寒さがひどければ採暖の程度も大きいであらう、また積雪が深ければ対積雪の費用もかさむであらうといふやうなことから、これを一定の客観的条件、たとえば積雪の度合いでありますとか、平均気温でありますとか、こういうものに置きかへまして、そういう基準でこの一級から五級までを区分いたしておる、こういう状況になつております。

○理事(野本品吉君)　給与課長が来ております。

○島村軍次君　給与課長にお伺いいたしますが、今回の薪炭手当に關しましては、大蔵省はどういう見解をお持ちになつておりますか。

○説明員(岸本晋君)　ただいま提出になつております法案に對して大蔵省としてどういふ見解を持つておるかとお伺いしますと、政府全体といたしまして、一つの見解をまとめまして、三月の中旬でございまして、閣議決定でもつてその意思は表明いたしましたのでございまして。内容を申し上げますと、やはり給与制度の簡素化という面、あるいは財政負担、そうした面から本法案に對しては御賛成申し上げられない、こういうやうな趣旨の決定が行われております。

○島村軍次君　三月何日かの閣議決定は本法案に對しては反對だ、こういう御見解ですね。

○説明員(岸本晋君)　さやうでござい

○島村軍次君　黒金さんはもと大蔵省の御出身ですから、いずれよく大蔵省とはお打ち合せになつたと思ひますが、その間の経緯を一つお話を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(黒金泰英君)　きのうも実は千葉さんからお尋ねがありましたので、率直にお答え申し上げたのでございまして、まあこの問題は実は非常に長い沿革ございまして、私、今御指摘になりましたように、東北で勤めておりましたところからの、もう数年にわたる問題でございまして、で、今お話しに出ましたように、給与関係の方で

は、まあそのうちに何とかして給与関係の全体の見直しをするからというようになこと、延び延びに延びて参りました。まあもうこれじゃ何ともがまんし切れないというのが実はもう二、三年前のことでございます。従いまして参議院の方でもかつてこの御提案がございました。これもおそらく私どもと同じようなお気持ちでお出しになったのではないかと、かように考えるのでございしますが、何とも待ち切れない、それからでございますね、そういうような趣旨でもって今度も提案をいたして、そうして幸いに衆議院の方では、まあこれは政府がそういうことも、無理からぬことだろうということ、幸い通過いたしたような次第でありまして、大蔵省との関係につきましては、予算がきまつた後でありますために、これはもう予算に見込んでいない経費だからやめてもらいたいということとはしばしば話がありました。ただ、きのうも申し上げました通り、この法律案、表面から申せば、来年の予算の上でもってかりに計上になりますれば、別にことしの予算とは食い違いなしに施行できるような体裁にはなっております。ただ実際問題といたしまして、このための差増額が修正を受けたものを加えまして二億四千万ほどでございますが、それは地方団体の負担分まで入れてのお話であります。政府一般会計だけにいたしますと、八千万程度、これはまあ施行の上でめどがつけばやれるのではないかと、この点につきましても、正面切つて大蔵省はうんとはまだ申し出ておりませんけれども、しかし今後の実施状況によつては何かやつていけるのではないかと、先ほ

ども申し上げました函館、青森の例のごときは一番極端な例でございますけれども、このような不均衡が数年間放つておかれ、また一方におきましては、きのうからる申しました通りに、公社なり現業官庁では、今この提案いたしております相当額、あるいはそれ以上の額をすでに支給しているのでございますから、何としても同じ土地に勤務しております職員の方々に、お気の毒だということ、これを提案申し上げたような次第であります。率直に申しまして、まだ大蔵省は決して正式にうんとは申し出ておりませんけれども、予算の執行状況によりましては、何とかこれは皆様の助力によりまして支給できるようにいたして参りたい、このような考えでおるわけでございます。

○島村軍次君 提案者の説明によりまして、予算の方は法案成立後は何とかなるということなんですが、これは一体大蔵省は予算に關係がある事項として御反対になったことは当然でございまして、現在の予算の範囲内においてこの法律案が通つた場合に施行し得るの確信をお持ちでしょうか、どうでしょうか。(江田三郎君軍人恩給なんかと関連して物を言いなさいよ、一方的なことを言つてはいかぬよ、軍人恩給はどうするのだ、政府は)と述べ。

○説明員(岸本晋君) 軍人恩給の問題は、私は専門でございせんので申し上げることはできませんが、薪炭手当の問題につきましてはまだ法案の御審議の最中でございますので、具体的な不明な点がございしますので、具体的ににぎりぎり詰めたところのくらしい金

がかかるかと、それを本年度の予算の執行でできるかどうかという問題につきましては、まだ詰めたところまで実行は検討いたしてないのでございます。とにかく予算に計上してないというところで今まで御反対申し上げておるわけでございます。(江田三郎君)軍人恩給だつて計上してないじゃないか、それに関連があるから慎重に答へなさい、どうせこれが回つてくるのだから)と述べ。

○島村軍次君 この法案が決定になった場合には、いずれ国会法の規定によつて閣議にお諮りになると思うのですが、そういう手続は当然行われると思うのですが、その場合に對しての措置はどういうふうにするべきであるというふうにお考えになつておるのでしょうか。

○説明員(岸本晋君) 法案が成立した場合のことでございますか。

○島村軍次君 そうです。

○説明員(岸本晋君) 法案がかりに成立いたしますれば、これはやはり国会の御意思でございまして、御意思に沿うようにできるだけの努力をいたして参りたいと思つております。

○島村軍次君 この法案によりまして、当然地方公務員にも及ぶと思つたのですが、地方公務員の予算上の措置については、提案者の方では金額なりあるいはその措置をどういうふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(黒金泰美君) ただいまの御質問の点でございしますが、地方公務員におきまして、これは私どもが初めに出しました原案で御説明申し上げたいと思つた。ただ修正によりまして、これと一割ぐらゐの差しかない

と思つたが、地方公務員に對して支給の額がおおむね一億六千二百万でございます。その地方公務員の中には、教職員でありまして、国が負担しなければならぬ分もございまして、これは國の方の予算にも関連して扱わなければならないと思つたのですが、これまでの数字はまだ私はつきりいたしておりませんが、この中でかりに金額が地方の負担といたしまして、この中でおおむね一番大きく負担しなければならぬのは大体青森県だと思つたので、青森県におきましても知事さんその他にお打ち合せをしてみまして、まあまあ何とか自分のところの額ぐらゐは今の予算の差し繰りで払えるのじゃないかしらと、このような御返事でございました。ほかの小さな、小さなと申しますか、この法案にあまり縁のない県とは、十分な打ち合せはまだできておりませんけれども、一番代表的な青森の知事さんあたりに伺つてみて、今の経費の中で何とかやりくりがつくだろう、こんなようなお話でございました。

○島村軍次君 金額はわずかといへばわずかでありましようが、当然地方財政計画にも影響のあるものだと思うのですが、自治庁との間のお打ち合せはどうなんでしょうか。

○衆議院議員(黒金泰美君) 自治庁との間は、実はまだいたしておりません。

○島村軍次君 そこでさらにこまかく伺いたいと思つたのは、この五級地等に限られておる、しかもその五級地は人事院の規則によつて別表で定められておるようでありまして、実際問題として、この区別というものがなかなか

か困難ではないかと思つたのですが、それが一つと。そこで人事院にこの五級地と四級地とに分けられましたその根拠、それからなお私はここにあげられておる五級地以外にも、他の府県で山間部にはほとんどこれに相当するような土地が相当あると思つた。先般の低温多湿の情勢から見ても、あるいは霜害の情勢等から見ても、ほとんど差のつかないというような地方も相当あると思つた。そういう場合にこの今回の法律案によりまして、総理大臣の指定するということになつております。これは他に、この五級地以外の別表で定めてある区分以外に、さらに拡大をするというふうな考え方であるかどうか、また拡大せなければ権衡がとれないと、こういうふうなことになると思つたのですが、そういう問題についてどう考えられるか。

○政府委員(瀧本忠男君) 最初の提出されました原案は五級地となつておつたのでありますが、修正案によりまして、内閣総理大臣が指定する地域ということになり、その地域は人事院の勧告に従つてやる、こういうふうになつておるようでございます。で、先ほどお答え申し上げましたように、人事院といたしましては、本法案と關係なく、独自に寒冷地手当の問題は現在の状態より、より合理化する必要があるであらうということ、いろいろ研究はいたしております。しかしそれは本法と無關係のことです。それで、もし本案が通過いたしました際には、人事院といたしましては、本法案に準拠いたしましたして、忠実に最もいい方法でこの問題を研究いたさなければならぬと思つたのでありますけれども、こ

の問題は非常にむずかしい問題を含んでおるであらう、こういうことは今から予見されるわけでございます。で、さらに現在指定してある五級地以外にも、山間部等においてこれに匹敵するような地域があるのではないかとお話をさせていただきます。これはわれわれといしましては、いわゆる気象図と申しますか、寒冷積雪の従来の統計を集積いたしましたものを頼りにいたしてやっております。でき得る限り詳細なデータを集めて、誤まりなきを期しておる次第でございますけれども、何しろごく微細な点になつて参りますと、なかなか条件が違うものもあり得るわけであります。しかし国家公務員の場合におきましては、地域とは申しまして、これは対象になりましますものは所在官署のごときでございますので、その所在官署につきましても十分研究いたしておけばこれで足りるのじゃないか、山間部等ばかりにそういう該当地域があるといはしても、そこに国家公務員の所在官署がないというところでありますれば、これはわれわれの場合として一応問題にならないというところも出て参るのであります。先ほど来基準がどうかというお話でござつたことを申し上げたのであります。が、われわれの基準といはしましては、平均雪積五十センチ以上三百センチメートルというのが一般的状況でございますが、その間を一級から五級に分けて、平均気温につきましては、〇度からマイナス十度までを一級から五級に分ける、両者がかみ合います場合には、両者が合せて一方だけでは基準に足らないものは上に格上げしておるといふのが現状でございます。

て、先ほど三十センチと申し上げましたのは、これは三十センチで平均気温が一月間〇度であるというような場合を申し上げたのであります。が、そういうような状況によつてこれは現在格づけをいたしておるわけであります。まあ人事院といはしましては、もう少し先のことを申しますならば、さらにこれによりいい基準でこういう格づけをいたす方便がないものかどうかというやうな問題も現在いろいろ研究をいたしておる次第であります。

○島村重次君 暫時休憩を願います。
○理事(野本吉吉君) 速記をとめて。
○理事(野本吉吉君) 速記をとめて。
○理事(野本吉吉君) 速記を始めて。

○千藤信君 私の質問は提案者の方でもいし、人事院の方からでもいし、少し今の島村君の質問に関連してすつきりしない点が出てくるようです。から、問題の将来のためには私はこの際考え方をある程度すつきりしたものにしておく必要があると思ふ。それはどういふ点かという、先ほど提案者の方から行われた答弁にいたしまして、人事院の方から行われた答弁にいたしまして、寒地地給、それから石炭手当、それから今回の薪炭手当の支給対象となる条件、それからその対象に應じて支給しなければならぬという限界なり、数量なり、金額なり、こういう点が私はかなりはつきりつかめない御答弁だと思ふのであります。そこで私の方から一応考えを申し上げて、そういう考えでいかうかというのを御答弁を承わりたいと思ふのです。まず第一番には、今の給与の中にもこの手当を除いても若干はその冬

季におけるいろいろな生活上の負担、つまりその中にはある程度の暖房料に該当するやうな要素もその他の給与の中で全然考慮されていないわけじゃない。これは全くその通りだと思ふ。しかしそういう条件ではあるけれども、温暖な地方と比べてまあ雪積が幾らとか、寒冷の度合がどういふ程度にひどいか、そういう特殊な条件に應じて、温暖な地方に比べて特に負担のかかつて、やはり何らかの措置を講じなければならぬと思ふ。そういう観点からこの法律はそれを救済するために立法化された。ですからそういう意味から言いますと、私はその支給の対象になる条件も、それからどういふ方法なり、もしくはどういふ手当という格好で支給するにしても、私はその支給される場合の条件なり、支給する内容なりは日本全国一本のものでなければならぬ。ただその日本全国各地域にはある程度の開きがあるから、まあその開きに應じてその配分が合理的な傾斜でなければならぬ、こういうふうになると思ふのです。それが本案は所期しないということになると思ふ。それは最初のこの法律の立案過程においてそういう条件に適合するやうな予算措置が見通し困難であるという、まあつまり予算の通過後でしたから、昭和二十四年……まあこの法律案の提案者は私もです。そのときにどうしても予算上の見通しがつかないために、合理的な傾斜を選ぶことも適正な金額を決定することも不可能だという状態のもとで、そこで万やむを得ず二本立という格好で、一方は寒冷地給、一方は石炭手

当、ですからそのやり方は合理的な配分じゃなくて、必要に差し迫られて、ある地域には有利な条件で特別なものをつけることによつて、その地方の特殊な困難な生計費の状態に對して対応する措置をとつた、しかしその次の地域、これは合理的な傾斜じゃなくて、がたんとがた落ちに落ちた取扱ひを受けたものが青森以西の地方です。ですからそういう条件に對しては、これはできれば人事院においても積極的に解決していただくことが一番望ましい方法だつたのですが、まあこの前の給与準則の勧告に當つても、これは議員立法であるからということで一応極端の態度をとられた。ですからそういう態度で今日まで人事院が終始されておるのですから、これは議員提案であるといふことを考え合せられて、やはり国会における立場としては、その不合理な状態があるといふことを修正しなければならぬという責任を私は持つていたのです。ですから私の提案もそうですが、今回の黒金議員の提案に際しても、合理的になつてゐる一部の陥没地帯に對しては、やはりある程度の救済措置を講じなければならぬ。これはつまり一本の給与でなければならぬものに對して、がたと落ちて二つに種目が分かれておる、これをもう一つ種目を加えることによつてこの配分を合理化するといふのが、これが薪炭特別手当の考え方だと思ふ。ですからその意味では、さつき公務員制度調査会の答申云云の問題がもし出ましたが、なるほど簡素化するとか名前を一つにすれば、それは一本になり簡素化した給与といふことになるかもしれない。しかし本来その公務員制度調査会なるものは、こ

れは非合法の機関であります。政府は一体はつきり法律に基いて設置しなければならぬ機関を、全然国会に諮らずに非合法な態度をもつて公務員制度調査会を、まあそういう設け方をしたのはいいとしても、そこで出した結論が今進行中の法律案の考え方と全然正反對なものだといふことにはならない。どうしてかという、石炭手当、寒冷地給を簡素化し、一本に持つていくといふこと、本来その同一条件、同一種目の給与であるものが、単に名前を変えて寒冷地給、石炭手当となり、それが不合理な部分があるから、その不合理な部分に對してこれは救済する措置を薪炭手当ととる。ですから寒冷の場合、積雪の場合に對する給与としては初めてここで三つの要素が一本になつてゐるということになる。ですからこれは将来公務員制度調査会等の答申を中心にして、かりに一本化されていく場合もあるとしても、これは名前を変えればいだけであつて、実態は現在の状態で完全に一本化されてゐる。名前がいろいろついただけである。私はこういう考えでこの問題を處理していくべきだし、またそれが正しい方法だと思ふけれども、提案者並びに人事院はどう考へるか。

それからもう一つは、ついですがから大蔵省の方にお伺ひしておきます。その家計費の決定のあつた当時は、これはなるほど政府としてはさつき申されたやうな御意向であつたかもしれない。しかし御承知のやうにもう今ではこの法律案は衆議院を通過して、場合によれば参議院を通過するかもしれない。予想外に早く通過するかもしれない。通過した場合に、さつき給与課長

の質問は非常にむずかしい問題を含んでおるであらう、こういうことは今から予見されるわけでございます。で、さらに現在指定してある五級地以外にも、山間部等においてこれに匹敵するような地域があるのではないかとお話をさせていただきます。これはわれわれといしましては、いわゆる気象図と申しますか、寒冷積雪の従来の統計を集積いたしましたものを頼りにいたしてやっております。でき得る限り詳細なデータを集めて、誤まりなきを期しておる次第でございますけれども、何しろごく微細な点になつて参りますと、なかなか条件が違うものもあり得るわけであります。しかし国家公務員の場合におきましては、地域とは申しまして、これは対象になりましますものは所在官署のごときでございますので、その所在官署につきましても十分研究いたしておけばこれで足りるのじゃないか、山間部等ばかりにそういう該当地域があるといはしても、そこに国家公務員の所在官署がないというところでありますれば、これはわれわれの場合として一応問題にならないというところも出て参るのであります。先ほど来基準がどうかというお話でござつたことを申し上げたのであります。が、われわれの基準といはしましては、平均雪積五十センチ以上三百センチメートルというのが一般的状況でございますが、その間を一級から五級に分けて、平均気温につきましては、〇度からマイナス十度までを一級から五級に分ける、両者がかみ合います場合には、両者が合せて一方だけでは基準に足らないものは上に格上げしておるといふのが現状でございます。

の質問は非常にむずかしい問題を含んでおるであらう、こういうことは今から予見されるわけでございます。で、さらに現在指定してある五級地以外にも、山間部等においてこれに匹敵するような地域があるのではないかとお話をさせていただきます。これはわれわれといしましては、いわゆる気象図と申しますか、寒冷積雪の従来の統計を集積いたしましたものを頼りにいたしてやっております。でき得る限り詳細なデータを集めて、誤まりなきを期しておる次第でございますけれども、何しろごく微細な点になつて参りますと、なかなか条件が違うものもあり得るわけであります。しかし国家公務員の場合におきましては、地域とは申しまして、これは対象になりましますものは所在官署のごときでございますので、その所在官署につきましても十分研究いたしておけばこれで足りるのじゃないか、山間部等ばかりにそういう該当地域があるといはしても、そこに国家公務員の所在官署がないというところでありますれば、これはわれわれの場合として一応問題にならないというところも出て参るのであります。先ほど来基準がどうかというお話でござつたことを申し上げたのであります。が、われわれの基準といはしましては、平均雪積五十センチ以上三百センチメートルというのが一般的状況でございますが、その間を一級から五級に分けて、平均気温につきましては、〇度からマイナス十度までを一級から五級に分ける、両者がかみ合います場合には、両者が合せて一方だけでは基準に足らないものは上に格上げしておるといふのが現状でございます。

の質問は非常にむずかしい問題を含んでおるであらう、こういうことは今から予見されるわけでございます。で、さらに現在指定してある五級地以外にも、山間部等においてこれに匹敵するような地域があるのではないかとお話をさせていただきます。これはわれわれといしましては、いわゆる気象図と申しますか、寒冷積雪の従来の統計を集積いたしましたものを頼りにいたしてやっております。でき得る限り詳細なデータを集めて、誤まりなきを期しておる次第でございますけれども、何しろごく微細な点になつて参りますと、なかなか条件が違うものもあり得るわけであります。しかし国家公務員の場合におきましては、地域とは申しまして、これは対象になりましますものは所在官署のごときでございますので、その所在官署につきましても十分研究いたしておけばこれで足りるのじゃないか、山間部等ばかりにそういう該当地域があるといはしても、そこに国家公務員の所在官署がないというところでありますれば、これはわれわれの場合として一応問題にならないというところも出て参るのであります。先ほど来基準がどうかというお話でござつたことを申し上げたのであります。が、われわれの基準といはしましては、平均雪積五十センチ以上三百センチメートルというのが一般的状況でございますが、その間を一級から五級に分けて、平均気温につきましては、〇度からマイナス十度までを一級から五級に分ける、両者がかみ合います場合には、両者が合せて一方だけでは基準に足らないものは上に格上げしておるといふのが現状でございます。

の質問は非常にむずかしい問題を含んでおるであらう、こういうことは今から予見されるわけでございます。で、さらに現在指定してある五級地以外にも、山間部等においてこれに匹敵するような地域があるのではないかとお話をさせていただきます。これはわれわれといしましては、いわゆる気象図と申しますか、寒冷積雪の従来の統計を集積いたしましたものを頼りにいたしてやっております。でき得る限り詳細なデータを集めて、誤まりなきを期しておる次第でございますけれども、何しろごく微細な点になつて参りますと、なかなか条件が違うものもあり得るわけであります。しかし国家公務員の場合におきましては、地域とは申しまして、これは対象になりましますものは所在官署のごときでございますので、その所在官署につきましても十分研究いたしておけばこれで足りるのじゃないか、山間部等ばかりにそういう該当地域があるといはしても、そこに国家公務員の所在官署がないというところでありますれば、これはわれわれの場合として一応問題にならないというところも出て参るのであります。先ほど来基準がどうかというお話でござつたことを申し上げたのであります。が、われわれの基準といはしましては、平均雪積五十センチ以上三百センチメートルというのが一般的状況でございますが、その間を一級から五級に分けて、平均気温につきましては、〇度からマイナス十度までを一級から五級に分ける、両者がかみ合います場合には、両者が合せて一方だけでは基準に足らないものは上に格上げしておるといふのが現状でございます。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願うことといたしまして御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(野本吉吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

田畑 金光 永岡 光治
豊田 雅孝 高瀬 莊太郎
宮田 重文 木村 篤太郎
江田 三郎 千葉 信
木島 虎藏 島村 軍次
青柳 秀夫 井上 清一

○理事(野本吉吉君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時五十五分開会

○委員長(青木一男君) ただいまより委員会を再開いたします。

委員変更についてお知らせいたします。本日井上清一君が辞任せられまして、その補欠に泉山三六君が選任せられました。

○委員長(青木一男君) 臨時教育制度審議会設置法案を議題といたします。質疑を行います。

○江田三郎君 私は鳩山総理には初めて質問をするわけでして、どういふ問題もまだ鳩山さんには質問したことは

ございませぬ。きょう初めて質問いたしますので、ちょっとこの法案に関する質問の前に、前提になることをお聞きしておきたいと思うのですが、どうもこの委員会あたりで総理の御答弁なさるところを聞いておりますという、まことにたわいのない答弁ばかりで、一体どこに一国の首相として国民に呼びかけるような気魄があるのか、という高邁な識見と理想を持っておられるのか、そういうものを一つも感じ取ることができないわけなんです。あるいはまた先般も本委員会では憲法調査会の質疑打ち切りというように、この混乱を来しました。そういうことについて、総理なり、あるいは政府委員なり、あるいは与党の方々は、質問は何べんやっても同じことじゃないか、こういうような感じを持たれて、一方的に質疑を打ち切るのもやむを得ぬと、こうお考えになってやられたんではないかと私は思うのですが、なるほどそういう点もあると思うのです。ところが、質問が同じことが繰り返されるというの、これは一体どちらに責任があるかというところまでして、質問に対する答弁というものがきつぱりできておれば、これはそうくどくできするものではございませぬ。ところが、どうも総理の答弁が最も代表的な例ですが、一向に要領を得ない。そうしてちよいちよい見えておられます、きょうは一つ離れておられますけれども、法制局何かしという人がへりで耳打ちをしてそれで答弁しておる。私は総理がことごとく何んでもかんでも知っておられるとは思いません。しかしながら重要な法案についての重要な部分だけは、私はこれは総理自身が自分の意

思で明確にお答えできる人でなければ総理の資格はないと思います。今日この国を見ましても、総理なりあるいはその他の政府の重要な部署についておられる人々は、気軽に外国へも出ていってどんどんとスピーディーな外交折衝等をやっておられる。私はああいう姿を見るときに、今も総理が中国なりソ連なりに行かれてはどうかという意見も国会に若干あるようですが、しかしここで出てくる質問に、へりから法制局何かしという方がしよほしよほと云わなければ答弁ができないというふうなことであつて、一体外国へ行つたつて何ができるのかと思ふ。そういうことが一体自分の意思で世論をリードするような気魄に満ちた答弁がなせられないのか。私はあなたたは肉体的にもそういうことがおできにならないのか。あるいはあなたたの率いるところ内閣なりあるいは自由民主党の中にさまざまな意見があつて、あなたたの自由なる意思を述べることをとめられて、へりから陰の声で言う通りを言わなければならぬのか。そういう点について一体どうお考えになっておられるのか。法案について質問する前にまずそのことをお伺いしておきたいと思ひます。お答え願ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は質問に対しては自分で知つておるつもりでおります。○江田三郎君 適當な答弁——これでも適當だと云うのでは私もあきれてものが言えないわけなんです、あなたが自分で一つどこかの委員会へあなたが出られてお答えになっているところの連記録を讀んでいただきたことごとく何か問題の答弁をされたら、質問者の方からそれに対して不満を述べているじやありませんか。あるいは不満を述べるような答弁でなければ、あなたが今度は失言だと言つて取り消さなければならぬような答弁、これを見ていられるという、まず善意に解釈すればもうあなたは肉体的に今のスピーディーな政治の中で、世界のこのめまぐるしい政治の中でこの日本の總理大臣として部署につくのは無理なんじゃないかと私は思ひます。私どもはあなたに言われるまでもなく、友愛精神というやうなものによつて人の欠陥については寛容でなければならぬと思ひます。御病氣であればそれに對して御同情しなければならぬと思ひます。しかしこれは個人的な場合と總理大臣という要職にある人の場合は私は

違ふと思ひます。ときどき病氣をされるというなら私たちもそれに対してはそういう病氣の起らないようにいたえずお互いの心を持たなければならぬと思ひますが、そういうときどきでなしに継続的にだれが見ても不満足な答弁しかできないというこゝになりますと、私はそういう肉体的な欠陥にいつまでも甘えられては困ると思ひます。總理大臣は個人じゃないのですから。そのために国の政治が停滞したり、国民が向うところを知らぬやうになつたり、あるいは外国から輕んぜられるやうなことがあるましては、これは取り返しのつかない損害であるわけでして、私はもう少し總理としてそういう点について自分で御反省をなさつてはどうかと、はなはだ苦言を申し上げますけれども、その点はさうお考えになりませんか。御答弁はございせんか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 答弁いたしました。

○江田三郎君 われわれはあなたを何もいじめているわけじゃないのです。しかしこれは一つ客観的にお考えになつてみていただきたと思ひます。すでにあなたが党の總裁になられたときにも相当数の白票等が出ました。さうしてそのときにあなたを支持された人々も最良とは思われないやむを得ないからというやうなことを私に直接申している人もおりました。私が今言つてゐるのは、これは反対だかから私とは客観的な立場で考えても、何という日本は不幸なことだと私は思うのです。そういうことについては一切もう

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は若くて

七

でもない。しかしとにかくあなたの信念から言えば、あの六百何十人の方が間違っている。しばしば失言をなさるあなたの方が正しいのだという信念で、そしてこの法案の今度の臨教審の内容を見ると、教育に対して国の監督権というものが相当大きなウェイトを持ってきている。私はもしこういうものができてどういうことをするかしりませんが、国の教育に対する監督権というものが強化されたら、結局再び、あるいは三たび滝川先生の問題を繰り返すことになる、その処罰の程度は違いますが、私にはやほりということをせざるを得んことになってくるのじゃないかと思ひますが、あなたはそうお考えになりませんか。もしそうでないと言ふなら、何のために一体こういうようなものを新しく出して、教育に対する国の監督とか何とかいうことを言わなければならぬのですか。そこに私はねらいがあるのじゃないかと思う。これは私はひがみじゃないかと思う。

○国務大臣(鳩山一郎君) 先刻申しました通りに、教育に関する法案の世論は必ずしも反対ばかりではないと、先ほど申しました大学の教授でもやはり私はこの点で同じようなことが言えると思うのです。大学の教授等は必ずしも法案に反対してはいないと思つております。

○江田三郎君 世論というのは、これはどうでもそれが世論だということに言えると思ひます。おのの都合のいいようにこれが世論だということに言えるわけですか。しかしあなたがこういふようなことをなさつておる間に、たとえば数字に出てきた世論調査をみ

たところで、鳩山内閣に対する世論調査に出てくる支持の数字は低下しているやありませんか。鳩山さんは早くおかわりになった方がいいという。この数字がふえていっているやありませんか。自由民主党の支持率は減つていっているやありませんか。そういうような動きというものをあなたはどうかお考えになりますか。これは世論ではない、自分に都合が悪いからこれは世論じゃないということになりませんか。このくらいのことには自分でお答えなさい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は江田君のようにお考えをしております。(「聞かない、もう一度」と呼ぶ者あり)江田君のようにお考えをしておりますと申したのです。

○江田三郎君 あなたは仕合せな人ですよ。(笑聲)だから私は最初に言うんです。あなたに何か聞くと、私はまだ知りませんとか、あるいはそういうことは考えたことはございせんとか、いつも言つてゐる。しかし一体今の世界のどこにこの国の総理大臣が、そんな答弁をしてゐる人がありますか。われわれがたまたま新聞で外国電報を見るだけでも、アイゼンハワーの言葉でも、あるいはブルガーニンの言葉でも、立場は立場として、やはり人にアッピールする強い力を持つてゐるじゃありませんか。一体たかがこのくらいの質問に、もうまともに答えることができないで、ただ問題をそらすことだけ、あげ足をとられぬようなことだけ、そういうことで、それでもあなたは総理大臣として勤まるとお考えですか。鳩山さん、もう少し日本の国のために御反省なさいよ、どうです。

○委員長(青木一男君) 御答弁ないよ

うですから質問を進めて下さい。(松浦清一君「答弁がなければ質問できやしない、待つておつてもいいじゃないか、質問が継続しているのだから、途中でしり切れトンプボになつちや質問ができやしない」と述ぶ)

○江田三郎君 私はなほ多くのことを聞きたいのですが、このような鳩山さんの態度では、今は質問してもむだだと思ひますから、ほかの人に質問していただきます。いずれあとからもう一ぺん質問します。

○田畑金光君 今、江田君から強く要望がありましたように、鳩山総理も率直にお答え願ひたいと思ひます。臨時教育制度審議会設置法案を通じて私たちが憂へますことは、政治と教育の關係がどうなればならぬか、この問題であらうと思ひます。戦争前の日本の政治のもとにおける教育、政治と教育の關係、あるいは戦争のさなかにおける教育も、すべてのものが、政治のもとに奉仕したというあのやまされる歴史を反省いたしましたとき、新しい日本において最も大事な問題、政治と教育の關係がどうあるべきかという問題だと考えますが、この点に關しまして総理の御見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 学校が党派の主義、主張の宣伝の場と化するのことは避くべきことだと思ひます。その意味において、教育の政治中立を厳に確保しなければならぬという考え方をしております。

○田畑金光君 学校が一堂一派に偏してはならない、あるいはまた教育の中立性というものが厳然と守られなければならない、これは全く同感であります。すが、そういうようなことになつて参りますと、今度臨時教育制度審議会が設置された議事録等について、われわれはよく政府の考え方というものは承知いたしておりますが、この際鳩山総理からあらためて、臨時教育制度審議会が何を目的としておられるのか、こゝに私は質問時間も限られておりますから、率直にお尋ねしますが、中央教育制度審議会が設置されておる、にもかかわらず、新しく臨教審が置かれたということは、何を目的としておられるのか、これをまずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現行教育制度は占領下という特殊な状態において急速に定められたものでありまして、必ずしもわが国情に十分即してない点もあると思ふのであります。これについて国政全般の立場から、総合的に調査審議していただくために、本会を設置することとしたのでござい

○田畑金光君 その御答弁はすでに提案理由説明書の中で承知いたしておりますが、具体的に申しますと、現在の教育制度あるいは教育内容等において、どの点が国情に沿わざる点であるのか、占領制度のもとにおける教育行政のあり方について再検討を加えられたいと思ひます。そういう点に目標を置かれて再検討なされようと思ひます。具体的なお尋ねしてありますが、具体的に申しまして、いづれ文部大臣に詳細に質問いたしますから、総理としては大綱について、どういふ点に今の教育制度の欠陥があるのか、これを教えていただきたいと思ひ

○国務大臣(鳩山一郎君) とにかくこの今回の提案については、反対論という人は、この提案が復古主義である、国家主義的傾向であると言ふのでありますけれども、それは見方の相違でありまして、教育については占領下において改革せられた現行教育制度について、国情に適しない点だけを再検討いたしまして、改善をはかるうとするものであります。

○田畑金光君 答弁の繰り返してありますが、占領制度のもとにおいて立てられた教育の中に、今日の国情に沿わないという点があるので、再検討をなさるのが政府の態度であります。あえてこれを復古主義とか、あるいは封建的とかいふ言葉を私は使つておるわけじゃないのです。どのような点に改革しなければならぬ目標があるのか、それを私はお聞きしておるわけです。

○国務大臣(鳩山一郎君) その点については、いろいろ人によつて異なつた考え方をしておるかも知れませんが、わが党内において声の高かつたのは、占領中になされた改革によりまして、歴史とか、地理とかいふ教育がなくなつた、そういうようなことは非常に嘆かわしい、こういう点に――それをその一つの例にとつてゐるわけでありまして、そういうようなこと言つておるわけなのであります。

取り扱ってきたのだということは、明確に總理あるいは文部大臣の答弁でわれわれは承知いたしております。そのような問題ではなくして、現行制度に検討を加え、教育制度及びこれに関連する制度に関する緊急な重要政策を総合的に調査審議をする、これが臨教審の取り扱う問題であるといえます。なら、總理の今の答弁のようなことでは、これは的はずれだと思っております。

○国務大臣(鳩山一郎君) 田畑君の言われるのも理屈はあります。私も言いたい点であります。教育の目的というものはもっと明確にいたしたいし、教育に対する国の責任のあり方も明確にいたしたいし、大学制度についても検討したい、これがおもなる点であります。

○田畑金光君 教育の内容という御答弁であります。教育の内容と云うと、いろいろな問題にまたがってきやうと考えております。教育の内容、それは言いかえますと、教育基本法について検討を加えていこう、こういう政府の考え方であると思いますが、その意味と解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 文部大臣から答えてもらいます。

○田畑金光君 いや、その点だけでいい。それは總理に答えさせなさい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育の目的、これもやはり明確にいたしたいし、教育に対する国の責任のあり方も明確にいたしたいし、大学の制度についても検討したいというのですから、大体において教育基本法に関連して臨教審の設置の目的があるうと思ひます。

○田畑金光君 なかなかどうも答弁を聞いていて、この法律の目的が那邊にあるのか、理解しかねるわけですが、教育基本法についてはどういふお考えを持っておられるのか。私はこれを率直に承わっておるわけなんです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在の教育のやり方に、何か足りないところがないかというのを検討することも必要だと考えて臨教審を設置したわけでありませう。

○田畑金光君 現在の教育の内容に足りない点があるとはいえないか、すなわち、これは教育基本法第一条の教育の目的を指しておられると考えますが、一体今の教育で、どういふような点が足りないのか、どのように政府としてはこの点について考えておられるのか、これを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) とにかく日本は戦争に敗れて、民主政治というものができたばかりでありますから、この現制度に対して再検討をするという事は、すべての点にわたって私は必要だと思ひます。

○田畑金光君 再検討するといふようなことで、こういう重大な法案を次から次に出しておられるわけですか。昨日参議院においては、憲法調査会法案が多数で通りましたが、憲法調査会法案の説明の際にも、憲法改正の要否について検討するんだ。ところが政府の、あるいは鳩山さんの氣持として、憲法改正はあくまでもやるんだという既定方針を持っておられるわけで、鳩山内閣の大きな使命の一つが憲法改正にあるということも明らかであります。しかも具体的にどういふ点に憲法改正を考へるべきかという点等について

でも、すでに与党の中に憲法調査会等が置かれて、問題点をあげておるわけですね。この臨教審を設置されるについても、現行の教育制度について検討を加えよう、それだけの考え方を積極的にお持ちであるならば、もう少しどういふ内容において、どういふ点に今の教育制度、あるいは教育の内容、あるいは目的と欠陥があるかということ、当然政府としては取り上げられておるはずですね。そういうような答弁でもって、質問に対するあいまいな答弁を繰り返しておられると、問題の所在、あるいはこの法律の目的、性格、内容というものが、何一つ總理のお言葉から聞くことはできぬ、こういうことになるんです。どうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は占領下においてなされたところのすべての制度、機構等について再検討をしたという考え方を持っておりますが、審議事項の詳細については私はよく存じませんから、文部大臣からお答え申し上げさせます。

○田畑金光君 文部大臣、簡単に答えて下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今總理の大局についての御答弁と同じく、今回の審議会では、およそ三つの項目について御審議をなさりたい。(一)簡單簡單、時間がなから簡單々々と呼ぶ者あり。(二)その一つはわが国の教育の目標でございます。それが今、田畑さんの御質問の最初でございます。その二つは、教育に対する国の責任ということ、それから第三は、学校教育、わけでも大学の制度について考え直す必要がありせんか、大体この三つに分れるのであります。第一の問題、すな

わち、わが国の教育の目標について、もう一度考え直そうというのは、この教育の目標は、次の国民の非常に大切なところでありまして、実は占領最中にできておるのであります。憲法のごとくに、一部圧迫があったという声はございせんけれども、しかしながらわが国にはびつたりいたしておりません。教育基本法第一条には、八つの徳目をあげておるのであります。すべてこれはいいことです。世界共通のことでありまして、人格の完成をし、平和国家を立てるということ、(二)わが国に

れどもこれだけじゃ日本の教育として足りないんじゃないか、ここが御審議を願うところであります。日本の教育といえ、国家に対する忠誠とか、伝統の父母、親子の関係とか、そういうところがまだ少し日本的ではないじゃないかという世論があるのであります。それをこうだときめてこで申し上げることはよくないで、こういう方面について碩学大家の御意見を聞こう、聞くまでにあまり言うてしまつてはいけません。(笑聲)方向はこれでおわかりと思ひます。

○田畑金光君 文部大臣の御説明でよくわかりましたが、まあ要するに第一条に足りない点を検討しよう、すなわち、忠誠の義務、親孝行の義務、あるいは隣人愛、こういう点について検討していこう、このようなお話を承わつて参りますと、憲法改正の問題と肩を並べておると申し上げたいのであります。總理大臣に伺ひます

が、今のあなたの与党で憲法調査会で

取り上げておられます問題点、憲法改正の問題点、その一番大きなねらいは國家に対する忠誠の義務、あるいは国防に協力する義務、こういうことになっているわけでありまして、教育基本法の第一条の目的の中にも、忠誠の義務、こういうことをうたつたおるのであります。ならば、当然教育基本法の改正というものは憲法の改正と肩を並べておるのでありますから、教育基本法というものの改正をお考えなさるならば、当然前提としては憲法の改正、この問題がなければならぬと思ひます。この点總理はどうお考えになっておられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法改正調査会はずからどういふ点を改正しようかというのをみずから決定するのであります。私の方ではどういふような点を改正すべきであるというようなことは指示しておりません。

忠誠の義務を、忠誠の義務といふのはどういふことになるかしりませんが、徴兵制度は考へてみても、ある国民の基本的権利だけを考へて、基本的義務を少しも考へていないというやうな論もありませうけれども、どういふやうに改正するかというやうな点についてはまだ少しも審議会に問うていふことはきめておりません。

○田畑金光君 いや、私はそういうことを尋ねているのではないのです。第一、ほんとうにどうも私の質問せんとすると、私が理解できないのです。憲法調査会で、特に与党の方では問題点を取り上げておられる、その問題点の中には忠誠の義務、国防に対する協力の義務、これがうたわれているのです。またあなたの今御答弁のように、決して

これは徴兵制度をしつこくかといふ考へはないのだといふことも聞いているのです。それは私はお尋ねしていないのです。そのように憲法の中でも忠誠の義務といふことを大きく取り上げられておる。今度はまあ教育基本法の第一條についても忠誠の義務を検討なされようとする。ちょうど同じことなんです。またこの教育基本法といふものは憲法から流れてきているのがその教育基本法であることは総理御承知のこととおもうのです。でありますから、私のお尋ねしていることは、教育基本法の改正といふことは憲法の改正を前提として、憲法改正の上に立つて初めて教育基本法の改正といふものはなされるべきである、こう思うのですが、その点はどういふふうにお考えになるか。

○委員長(青木一男君) 総理に、なるべく高聲にお答えをお願いします。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私の答弁も田畑さんがよくわからないようでありますけれども、田畑さんの御質問もどこに要点があるのかよくわからぬのであります。とにかく田畑さんの聞かれたことは、忠誠といふことを臨教審で取り上げている、憲法においても忠誠といふことを取り上げられている、というふうな御質問だと思ひましたから、私は憲法改正審議会におきまして何を議題として検討をするか。それは審議会自身がきめることであつて、私の方では考へておりません。こう答へたのであります。そして忠誠といふことは、一休君主政治においては忠誠といふことはよくわかりますけれども、民主主義においての忠誠といふことはどういふことになるのでしょうか。

か。これはまだ私にはよくわからないう。国民に対してお互いに国土を守るということが忠誠といふことならば、国土を守る義務といふことを国民全体が考えるといふことは適當であり、またなされねばならぬことだと思ひます。

○田畑金光君 憲法と教育基本法との関係は、総理のようにお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は別問題だと思つております。

○田畑金光君 別問題と申しますと、関係がないとおっしゃるのですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そうです。憲法改正と、教育基本法の改正とは別問題だと思つております。(今までと違つた答弁だ)と呼ぶ者あり。

○田畑金光君 答弁が違つてやしませんか。今、直前の答弁では、憲法と教育基本法とは関係がないんだとおっしゃつた。また今のお言葉をお聞きしますと、改正は関係がないんだと……どつちがほんとうなんですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法の改正と、教育基本法の改正とは別の問題だと思つております。

○田畑金光君 教育基本法は憲法から発しているといふことはお認めになりますか。頼りないな、全く……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私から……教育基本法はその前文にありまして、通じ日本国憲法、わけてもその平和主義、人権主義に発しているといふことは、基本法自身が書いてあるものであります。で、憲法調査会その他の方法で新たに憲法を改正するといふ論がありまして、基本人権のことについてはわれわれは改正するものとは思つて

いません。それから(田畑金光君)「そんなことだれも言つてない、基本人権のことなんか……」と述べ、平和主義についても改正するものと思つておられません。それに憲法の改正と、臨教審の諮問事項とは関係がない。たとえ憲法が改正されるにしても、されないうにしても、その部分はわれわれが今研究しようと思つておるに關係はないと、こういうふうにお解を願ひたいのであります。

○田畑金光君 総理の御答弁ではなかなかどうも問題をしっかりと理解することができぬわけでありまして、さらにお尋ねいたしますと、忠誠の義務とか、あるいは親孝行の義務といふものは、国民の道徳基準を示すものと言へると思つております。これははっきり申しますと、今の教育の中に、教育の上から言つても、あるいは国民生活の上から言つても、国民がよりどころにすべき道徳基準といふものがないといふところの問題がある、こういうお考えだと私は見るわけでありまして。率直に申しまして、たとえ明治時代には教育勅諭といふようなものがあつた。あるいはかつて吉田内閣のおりに天野文相大臣の時代においても、国民の道徳基準といふものを設けなくちゃならぬといふようなお話等もありました。今政府の考へておられることが同じ考へ方に通ずるものと思つておられるが、言葉は、あるいは表現はとにかくいたしまして、総理といたしましては明治時代における教育勅諭的なものが、新しい民主主義の教育においても必要であるとお考へになつておられるのか。この点総理の考へ方を率直に承りたいと思ひます。どうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 今のあなたの御質問はどういふ点ですか。道徳の基準……。

○田畑金光君 この忠誠の義務とかあるいは親孝行とかあるいは隣人のつき合いとか、こういうようなものを教育の内容に盛り込みたい、これが臨教審を作られる第一の使命である、こういう文部大臣から御答弁があつたんです。それは、そうすると明治時代において、教育勅諭といふものがあつて、教育の基準あるいは国民道徳の基準といふものが一応あの時代において立てられていた。ああいうようなものを考へておられるのかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 文部大臣が答弁いたしました通りに、道徳の基準だとかその他について目標を国民に与えるといふことは必要だと思つております。

○国務大臣(清瀬一郎君) この際一言言わしていただきたいと思ひます。私が忠誠の義務と言ひましたね。誤解のないようにですよ。忠誠といへば、昔は主権が天子、天皇にありましたが、これに向つて忠誠といつた。今は民主主義になつて、国民全体が主権者でありますから、忠誠は国民全体——といふのはビートル・アズ・エ・ホールですね。民主主義の忠誠と御了解願ひたいのです。アメリカのルーズベルトの就任のときは忠誠の宣誓をしております。あのときの忠誠の宣誓と同じ意味で忠誠といふ文字を私は使つておりますから、それが明治、終戦以前の憲法下における天皇に対する忠誠といふものと誤解されぬで、連想して問答して下さると、お問を答へとの間に行き違ひが生じます

るから、私の忠誠はロイアルティといふ意味で、ルーズベルトが、またアイゼンハワーが就任の際に国民に対して忠誠を誓つたといふあの意味でですか、どうぞ誤解ないようにお使ひ願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 鳩山総理にお尋ねしますが、今文相から忠誠についての定義があつたわけですか。そうしますと、総理としては、かつてのようない教育勅諭、ああいうようなものは考へていない、従つて今後内閣としても政府としても、あのようない形式的な道徳基準といふものを設けて、これに国民が従うべしといふようなやり方はやらないのだといふことを、はっきりとお認めになるわけですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 前の教育勅諭にあるような意味をそのまま採用するといふような考へ方はしておりません。

○田畑金光君 文部大臣のお話の中にもありました、忠誠といふものが變つてきた。それはあくまでも国民主権、主権在民の民主主義に対する忠誠である。こういうような御答弁を聞いて、その限りにおいてはこればかりでは戻りますけれども、教育が政治的な中立をあくまでも守らなくちゃならぬ。なるほど教育基本法の第十條によりまして、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきものである」と、この規定しております。また教育委員会法の第一條を見ますと、「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自

覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。教育委員会が制定されたというものは、もう申し上げるまでもなく、国民全体のために教育行政をやつていこうとするねらいがあるわけだ。教育の民主性、自主性、地方分権性を確保しようというのが、教育委員会制度のねらいであるわけだ。ところが今日民主的な教育委員会制度が大きく後退しようとしておる。この一つを見ても、あなた方の言う今後の忠誠というものは、主権を持つておる国民に対する忠誠、あるいは民主主義に対する忠誠と言われても、現実にやつておること自体が食い違つていやしませんか。文部大臣の教育行政に対する指揮監督権というものが明確に強化されていいじやありませんか。そういうことを考えたとき、皆さん方がどのように答弁されようと、なされていること自体は、大きく民主主義の後退を、教育面からも推進しておられるじやありませんか。鳩山総理は教育と政治の關係について、あくまでも教育は政治から中立性を保たなければならぬ、こういうことを言われたんです。その中立性を確保するためには、国民の選挙によつて出てきた教育委員会というものが教育行政をつかさどる、そこに私たちは民主性があり、自主性があるやうな感じがする。清瀬一郎君は文部大臣だが、これは政党内です。典型的な政党内です。文部大臣に就任されてから今日までやつておられる業績を見ても、あるいはいろいろな発言を見ても、典型的な政党内家です。私は政党内政治家としての有能

無能は別にして、これはりっぱな人でしょう、しかし文部大臣として、文部行政、教育の自主性を確保できる文部大臣であるかという、これは最も私は不適当な人じやなからうか、こう見ているわけでありませう。なぜならば、教育行政というものは、こういう政党内政治家によつて運営されたものでは、教育の自主性がそこなわれてくる、教育というものが政党内政の政略のもとにじゅうりんされてくることは明らかではありませうか。これは今日の世論の動き、世論の批判というものを覚えておるわかりだと思つておる。いやしくも東京府において東大の総長以下十名の学長が共同声明を發表せられた。関西においては、京都大学の総長初め十三名の学長、学長の方々が共同声明を發表せられた。すなわち、今政府の意図している教育改革というものは、民主主義教育の危機だ、これを阻止する手として、ただ一つ世論が沸き上つて、激しく政府を糾弾し、糾弾することにある、こういうことを言つておるんです。この世論というものを鳩山総理はどう解釈されるか。私たちは少くともあの十名の総長、学長あるいは関西における十三名の総長、学長、少くとも日本の今日の良心の代表であり、知性の代表であるとわれわれは見ている、こういう学者の声明に対しては、文部大臣は、子供のとき覺えた民主主義で今ごろ何を言つておるのか。まことに不適当なわれわれは文部大臣と申し上げたいのです。こういうような文部大臣が教育行政をつかさどつていくならば、一番心配することは、教育の自主性、中立性がこわされる心配がある、この点鳩山総理はどうお考えで

すか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は教育の自主性、あるいは中立性、これは厳として守らなければならぬと思つておる。清瀬君はそれをくつがえすやうな人ではないと確信をしております。

○田畑金光君 教育委員会制度、これについて学者が非常に反対の声明を出された。教育委員会制度というものは公選によつて直接国民が教育に参加する機関の制度です。これを改めて、文部大臣が承認されなければ、府県の教育長も任命ができない、あるいは文部大臣も必要な措置を教育行政に加えることができない、この点について総理はどうお考えられるか、総理の見解を私はお尋ねしておるのです。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はその問題についてはかつてここで説明したことがあると思つておるのであります。が、開陳にやはり国民が関与していることなのであります。決して、後退をしたというようにみるのは不適当だと思つております。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今、私の名をあげて御質問中に御論がありまして、それから、弁明の機会を得たいと思つておる。

第一、今、田畑さんの御引用の大学教授諸君の声明ですね、私よく読んでみました、繰り返して読んでみました。われわれの考え方とあまり違つたことはない。(何を言つておる「時間がないぞ」と呼ぶ者あり)それは教育は大切なことであるからして、自主性を持つてということでありました。私はそれは賛成だと、予算委員会においても答えておるのです。

第二に、しかしながら日進月歩だから、改正の必要があるならば、審議會等をよく聞いてその意見を聞け、このことも私は賛成だと、そこで教科書制度については中教審の意見によつて、九分九厘あれによつております。教科書制度は改正していく、この教育委員会のことはずっと中教審に諮問したのは大達さんのときで古いのでありますから、諮問するにしましたけれども、あまり古かつたので、もう一度諮問したいと思つたが、しかし国会も迫つておること、古い御意見や、「詭弁だ」「簡單」と呼ぶ者あり)それからして各種の委員会を総合してやつたと、こういうことでちつとも違ひやしません。(田畑金光君「議事録を讀みます、いずれまた」と述ぶ)それからして、もう一つ弁明させて下さい。

今やつておる法案は民主主義に反するかというのであります。私は教育委員会の直接選挙をやるといふと、選挙だから勝たないのは当たり前であります。この間の文教委員会との合同審査の時分も申し上げましたが、選挙になれば勝たないのは当たり前、選挙するけれども、勝つなというわけにいかん、二大政党になつて、今社会党の方も地方に非常に力を持たれるし、われわれも持つた持たないし、われわれども、勉強をしておる。そこで従前通りに直接選挙をやるといふと、教育委員会を乗っ取るというおかしな言葉ですが、マジリテイをどうしようという争ひが起るのです。そんなことをするよりも、やはり町村長も選挙、町会議員も選挙であるからして、町会議員の同意を得て町村長がきめる、開陳というやうなことになるけれども、その

際には、委員である五人の中で、二人はいけれども、三人以上同じ党派でとつてはならぬという制限をつけるのです。(「わかつております」と呼ぶ者あり)そうやれば中立が保てる、(田畑金光君「文部大臣、あとから十分に質問いたしますからあとでやつて下さい、総理大臣に対する質問です」と述ぶ)それは私が、いかにも教育の中立をじゅうりんするかのとき前提で総理にお伺いになりますから、そうでないということをお求め申し上げておく必要があると感じて、一身上の弁明方々私の問題について答えた次第であります。(「よろしい」と呼ぶ者あり、笑聲)

○菊川孝夫君 鳩山さんと教育ということをお考えの場合に、われわれの第一番にびんと連想しますのは、かつての瀧川事件だと思つておる。それで鳩山さん、少くともいろいろと過去においては、お互いに失敗もあり考え方の違ひもあったのですが、今日になって、鳩山総理、静かに振り返られて、その当時文部大臣として、瀧川教授の罷免を行なつたことが悪かつたのであらう、ああいうときに失敗をしたと、こういうふうには反省をしておられるか、あのときの処置は適當であつたと今も信じておられるか、一つそこからお尋ねしたい。

○國務大臣(鳩山一郎君) 瀧川君を罷免したのは、京都大学の自由を文部省がじゅうりんしたという点に、非難の焦点があると私は思つておる。ところがあのときに大学総長が「あれはよく覺えていませんでだけれども、大学総長が、こういうわけで、開陳でもつて、

ことについては一つ復讐をしてやるう、復讐の鬼になっているようなきらいがなきにしもあらず、こういうふううに私は思うのですが、鳩山さん、占領下においてできたことについても、復讐心——なんでも一つ直そう、こういうふうにして考えるのはどうかと思うのですが、どうもあなたの方のおやりになりましたことは、すぐ占領下にできたものであるからといって復讐的に考へているように思うが、そういう主眼はあるんじゃないか、主張は閣内に潜れているのではないかと思うのです。が、いかがでありますか。

○菊川孝夫君　それではこの臨時教育制度審議会設置法案なるものを一休だれが考へ出されたのであるか。鳩山総理の構想に基くものであるか。それとも清瀨文相の構想に基くものであるか。文部省の官僚の意見の具申を清瀨文部大臣がいれ、さらに清瀨さんの意見を総理がいれてこれを出すことに決定されたものであるか。鳩山さんから直接清瀨さんに命じてこれを立案したものであるかどうかを伺いたいと思います。

○国務大臣(鳩山一郎) 二党が合同いたしましたときに、合同の際に協議をされて提出することに至つたのであります。

○菊川孝夫君 鳩山さんが野党當時に吉田内閣の側近政治を盛んに攻撃をされたのであります。最近は少くともあなたのは側近政治じゃなしに、側近が今や執権になりつつある、北条味代の北条時政的な勢力を持ちつつある。

と私は思うのでありますが、というのは、吉田さんは少くともその側近をとにかく使いこなした。あなたは側近の思うままにかつがれている、こういうのが今の動きのように私たちは見えて危なくて仕方がないのであります。従つてこの臨時教育制度審議会設置法案を出すに当つても、特に追放解除者あるいは戦犯の復讐心に燃えて、そしてなんとかもとへ戻そうという人でも出て出してきたのではなからうかという疑い、きわめて濃厚なものであるのではありません。きわめて濃厚なものであるのではありません。きわめて濃厚なものであるのではありません。

よかつた、鳩山さんもこれはお習いになつたことであるし……。ああいうものは捨て去つてしまつて近代的不いわゆる日本歴史が日本民族というものはどうしてできたのか、こういうところまで掘り下げて考えようとするのか。ああいつた神話というものは一つの神話として残しておいて、歴史として少くともとり入れて考えておらんのかどうか、その辺を一つ伺いたいと思います。

は神話として国民に教えることは一向に差しつかえない。どの国にもある神話は……。歴史は歴史である。神話は神話である。だからして神話を歴史だと思ふことは弊害があることだと思ひますけれども、この国はこういうふうな優越するやうな国民であるというやうな考え方を国民自身が持つということとは私は必ずしも悪いことじやないと思ふ。これは教育審議会なり何なりで検討するのが当然だと思ひます。

○菊川孝夫君 そうですね、そういう考え方を持っておらないというの、悪いのは取り上げない……。○国務大臣(鳩山一郎君) 自分に都合の悪いのは取り上げない、自分の都合によつて決定するといふやうな考え方は持つておりません。

○国務大臣(鳩山一郎君) 諮問機関でありますから、その決議に従うという義務はないはずでありますけれども、(菊川孝夫君「義務はない」と述べ)尊重はする希望を持つております。

○国務大臣(鳩山一郎君) 今あなたのおっしゃつた通りに、歴史は歴史であり、神話は神話である、歴史を教へたいと思ふのでありまして、神話を教へたいとは思ふておりません。

○菊川孝夫君 そうすれば、たとえば天孫降臨であるとか紀元節と申しますか、すなわち金色のトビが弓の上にとまつたといつたやうなことは、今さらもう一ぺん回顧をしようと思つて、臨時教育制度審議会あたりへ、なんとか考え直せといふふうには持ち込む意図は毛頭おありになるわけではございませんか。ちよつと申し上げたいのは、天の岩戸であるとか、それから天孫降臨であるとか、それから金色のトビが弓の上にとまつたといふやうなことをもう一ぺん一つ考え直してみたらどうだろう、こういうことを教えるのを考え直してみたらどうだろうといふやうなことをここで討議をさせようとお考えになつておるものでないかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) いろいろの国の何といひますか、神話というものはどの国にもあるわけではあります。○菊川孝夫君 神話は神話としていたのだ。

○国務大臣(鳩山一郎君) だから神話は神話として国民に教えることは一向に差しつかえない。どの国にもある神話は……。歴史は歴史である。神話は神話である。だからして神話を歴史だと思ふことは弊害があることだと思ひますけれども、この国はこういうふうな優越するやうな国民自身が持つというやうな考え方を国民自身が持つということとは私は必ずしも悪いことじやないと思ふ。これは教育審議会なり何なりで検討するのが当然だと思ひます。

○菊川孝夫君 そうですね、そういう考え方を持っておらないというの、悪いのは取り上げない……。○国務大臣(鳩山一郎君) 自分に都合の悪いのは取り上げない、自分の都合によつて決定するといふやうな考え方は持つておりません。

○国務大臣(鳩山一郎君) 今あなたのおっしゃつた通りに、歴史は歴史であり、神話は神話である、歴史を教へたいと思ふのでありまして、神話を教へたいとは思ふておりません。

○菊川孝夫君 そうすれば、たとえば天孫降臨であるとか紀元節と申しますか、すなわち金色のトビが弓の上にとまつたといふやうなことは、今さらもう一ぺん回顧をしようと思つて、臨時教育制度審議会あたりへ、なんとか考え直せといふふうには持ち込む意図は毛頭おありになるわけではございませんか。ちよつと申し上げたいのは、天の岩戸であるとか、それから天孫降臨であるとか、それから金色のトビが弓の上にとまつたといふやうなことをもう一ぺん一つ考え直してみたらどうだろう、こういうことを教えるのを考え直してみたらどうだろうといふやうなことをここで討議をさせようとお考えになつておるものでないかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) いろいろの国の何といひますか、神話というものはどの国にもあるわけではあります。○菊川孝夫君 神話は神話としていたのだ。

○国務大臣(鳩山一郎君) だから神話は神話として国民に教えることは一向に差しつかえない。どの国にもある神話は……。歴史は歴史である。神話は神話である。だからして神話を歴史だと思ふことは弊害があることだと思ひますけれども、この国はこういうふうな優越するやうな国民自身が持つというやうな考え方を国民自身が持つということとは私は必ずしも悪いことじやないと思ふ。これは教育審議会なり何なりで検討するのが当然だと思ひます。

○菊川孝夫君 そうですね、そういう考え方を持っておらないというの、悪いのは取り上げない……。○国務大臣(鳩山一郎君) 自分に都合の悪いのは取り上げない、自分の都合によつて決定するといふやうな考え方は持つておりません。

○国務大臣(鳩山一郎君) 今あなたのおっしゃつた通りに、歴史は歴史であり、神話は神話である、歴史を教へたいと思ふのでありまして、神話を教へたいとは思ふておりません。

○菊川孝夫君 そうすれば、たとえば天孫降臨であるとか紀元節と申しますか、すなわち金色のトビが弓の上にとまつたといふやうなことは、今さらもう一ぺん回顧をしようと思つて、臨時教育制度審議会あたりへ、なんとか考え直せといふふうには持ち込む意図は毛頭おありになるわけではございませんか。ちよつと申し上げたいのは、天の岩戸であるとか、それから天孫降臨であるとか、それから金色のトビが弓の上にとまつたといふやうなことをもう一ぺん一つ考え直してみたらどうだろう、こういうことを教えるのを考え直してみたらどうだろうといふやうなことをここで討議をさせようとお考えになつておるものでないかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) いろいろの国の何といひますか、神話というものはどの国にもあるわけではあります。○菊川孝夫君 神話は神話としていたのだ。

○国務大臣(鳩山一郎君) だから神話は神話として国民に教えることは一向に差しつかえない。どの国にもある神話は……。歴史は歴史である。神話は神話である。だからして神話を歴史だと思ふことは弊害があることだと思ひますけれども、この国はこういうふうな優越するやうな国民自身が持つというやうな考え方を国民自身が持つということとは私は必ずしも悪いことじやないと思ふ。これは教育審議会なり何なりで検討するのが当然だと思ひます。

○菊川孝夫君 そうですね、そういう考え方を持っておらないというの、悪いのは取り上げない……。○国務大臣(鳩山一郎君) 自分に都合の悪いのは取り上げない、自分の都合によつて決定するといふやうな考え方は持つておりません。

そういう外国にやるということは、必ず承知をしますということは、財政の都合もあるでしょうから、ただいま約束をするわけには参りません。

○菊川孝夫君 この臨時教育制度審議会を設けられまして、一番やはり政府にとって都合の悪いものはこの問題だと思ひます。金の問題だと思ひます。これはほんとうに中々な学識経験者であつたならば、何といつても教育の予算が足らぬ、でもっと海外も広く見なければならぬ、海外の知識を吸収するようにしなければならぬ、研究費も足らぬ、これの増額、これをやかまし

く言つてきて、あふはちとらずに、あなたらの考へておられるように、紀元節を復活したらよからうといううなことはなかなか出してくずに、その方ばかりが大きい浮び出してくるということも想像されるのですが、そういう場合には、やはり真剣にその問題に取り組む用意を持っておられるかどうか、もう一ぺん重ねて伺ひます。尊重するというだけではいけない。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私としては決議を尊重するという、なるべく決議に従ひたいということをお願いしておきます。必ず決議に従ひますというわけには参りません。

○菊川孝夫君 それではもう逃げられるから次に行きますが、総理はそれなら、今の教育制度は一体悪いと思つておられるのか、それともいいけれども、多少修正したいと、こう思つておられるのか、それとも悪いと思つておられるのか、それで取り組む方で少し違ふので、悪いものであるから一つ直そうというのか、いいけれども多少のちよつと手直しを加へたい、このぐ

らしいの考へにおられるのか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 根本的に直すというような考へ方をしております。

○菊川孝夫君 それじゃ悪いと思つておられるのか、いいが少し足らぬようなところがあるから補足したいというようなくらいの考へ方か、総理の一般論としては……

○國務大臣(鳩山一郎君) まあ、あなたが今おっしゃつたような程度でしょう。(笑聲)

○菊川孝夫君 わしは二つを聞いておるのです。悪いと思ふか、いいけれども、それを少しどうも直した方がよからうと考へておられるのか、どつちか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 大体はいいだろう。けれども少し直したところもあるという程度です。(同じだ)と呼ぶ者あり

○菊川孝夫君 それではあまり……、技術的なことを総理にお伺ひしたいと思ひますが、特に多少直したいと思はれるような、今総理としてお考へになつておられることは、この点だけ

は少しどうかと思ふようなところが、お氣づきになつておられるか。それともただ抽象論として、どうもお氣に食はぬので、何とか一ぺんやり直しと考へておられるのか。それとも少しぐらい気がついて、これはちよつと直したらよいから、どうふうにお考へになつておられる点があるかどうか、伺つておきたい。

○國務大臣(鳩山一郎君) さつき言ひましたが、三点について申ししたが、その三点について考へてみたらどうだろうと思つております。

○菊川孝夫君 それでは、総理の御一家は、昔から教育問題についての教

育一家といつてもいいくらいなお育ちであります。教育の成果というのは、十年、二十年あるいは三十年の歳月を経てこそ初めてその成果は現れてくると思ふのです。まだあなた方は、まあ占領下においてできた制度だといふんですが、とにかく戦いに負けたときには、何でも一応反省として一ぺん改めて新しい方向にやつてみようといふことであつて、ようやくそれが軌道に乗り出したときだと思ふのです。だからこれのいいか悪いかといううなことは、その成果を見てからかからなければならぬと思ひますが、その成果のわかるのは十年、二十年の歳月を要すると思ふのだが、まだ成果が現れていないのに多少とも直そうといふのは、あまりにも朝令暮改すぎるおそれがあると思ふのですが、この点総理はどうお考へですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) とにかく占領中にできた諸制度は、今十年たつておりますから、再検討すべき時期だと大体において私は考へておるのであります。審議会において慎重に検討してもらいたいと思つております。

○菊川孝夫君 私は教育については、教育の成果というものは、十年、二十年かかつてようやくその効果が現れてくるわけですから、その効果を現わして、占領下にできたものであるからというのには、私は先ほど申し上げたように、どうも復讐心で、占領下にこしらえたものだから一ぺん検討しようという復讐的なおきがきわめて濃厚である、かように考へるのですが、どうですか。その成果を見てからやられたらどうです。またこんなものを何であわ

てこの国会に出さなければならぬのか、私はちよつとわからぬのです。

○國務大臣(鳩山一郎君) 十年の間に経過は相当に進歩しました。欠陥の出たものもあるのじゃないかと思つております。

○菊川孝夫君 それでは文部大臣に伺ひたいのだが、具体的に資料として、この教育制度の結果、こういう欠陥が現れてきているというものがあなた

のところに出てきて、あなたはもうそれを集められて、その上で踏み切つて、この教育制度、これはどうもいかに、あなたは文部大臣になられてからまだそう長くないのです。今度文部大臣になられていろいろと検討をされ

て、それからこの臨時教育制度審議会を設置法案というものを設けざるを得ないという緊急な必要を認められたといふのは、あなたも相當の資料を得、確信を持つて臨まれたらと思う。ただ万事どうも工合が悪いからというのではな

いと思ふ。最後にあなたに一ぺん伺つておきたいのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育の成果というものは、数字とか有形的な事実で、表を作つて差し上げることは、や

や困難なことでありまして。けれども、このごろの起つた事件だけでも菊川さん考へてみて下さい。大阪の大鉄高等学校では、卒業の免状をもらつて一た

ん門を出て、すぐ帰つて、教へてもらった先生をなぐつて気絶させた、鼻血の出ているものを顔をなぐつた。どうも私は学校の関係でも、人道としてもえらいことです。自分の先生にそうしたわけですから。岐阜県の某公立学校では、一級に五十人万引が出た、万引は

どうほうです。それからして京都の旭ヶ丘中学事件、御存じでしょう。あ

れも惨たんたるものです。その原因がどこからきたかといへば、「アカハタ」という新聞を教材として使つて、それを毎日讀ましておつたというので

す。しかし文部省には直接監督権がありません。それから何ともいたし方ないわけ

です。そこでどういふ器用な法律ができるかしりませんけれども、私も代議士ですから、地方の有志等の話を聞き

ますけれども、みんなこの道徳基準の低下を憂へております。ある学校では、親には孝行はしないいいのだ、

自分の親だけに孝行するのは、人と親と区別するので、平等心に反するとい

うことを公然言つた先生がある。このうなことで、どうも私は占領この方統いておる教育というものは、少し変えなければならぬ。しかし書いてあることは、教育基本法第一条にはりっ

ぽに書いてある。人格の完成です。人格の完成といふながら、實際具体的に人間像を描いて、こういうふうな人になれといふことがびんと表に出てくる

くらいな雰囲気がないのじゃないか、こう私は思つております。

○菊川孝夫君 清瀬さんも立つて御答弁になつておるので、私もそれに対して……。(笑聲)国会は最高の機関であ

るというところになつておりながら、戦後国会議員でありながら、汚職事件であるとか疑獄事件であるとか、国民の血を食つた暴走馬わし事件が幾たびも出ております。そうしてしまだに疑

惑をもつてながめておられる人たちがあつて、新聞や雑誌もこれをいつており

ますが、指揮権発動であるとか、いろいろ事件が今日までもございまして、なかなかずく、こゝで率直に申し上げたいんですが、今やはり最高の責任

者であられる鳩山さんに対してしても疑惑を持たれておるのであります。と申しますのは、佐藤榮作氏が保守合同に当って、兄貴が幹事長をやっているのにこれに参加しない佐藤さんのことは、どう考えても腑に落ちぬところがあるのであります。それはあの、今政治資金規正法違反に問われている二千万円の行方について、あれは鳩山さんの手に渡したか、あるいは側近連中の手を通じて渡したか、とにかくそれは渡したのである。それにもかかわらず、そのことを言えない。言えないがゆえに、まあ保守合同に参加しないという一事をもって国民にそのことを示しておるということは、まあくろく筋の大体想像するところである。先般も徳川夢声との対談において、あの文章を讀んでも、佐藤榮作氏がおわしてあるのであります。はつきりとあれを讀んで、くろくでそんなことを感ずかぬ者であつたら、よほどセンスのにおい者であると思う。といつて政治家の中にもそういう疑惑を持たれたり、あるいはそういう事実があるということが、まあ大体のこれは常識論になつていふと思う。そういうときに、一部学生が卒業式にちよつと走り過ぎたというのをとらえまして、これは学生はけしからぬ、何がけしからぬという前に、まず私は政治家が反省しなければならぬのじゃないか。特にそういう事件をたびたび起して参つた旧保守党の人たちも、特に考えてもらわなければならぬ。もちろんわれわれもそういうことの将来起きないように考えなければならぬと思ひますが、まずそれがきれいになつて、それから学生連中に、これは政治家もこ

ういうふうになりつぱにやつてゐるんだ、だからお前たちもというのでなければ、今ごろちよつと夕方になつて上野駅前、あるいは新橋駅前へ行つてごらんさい。戦争犠牲者の婦人の方が、強るものがなくなつて最後のものを売つてゐる。一つそれを調べていって帰りに、赤坂や柳橋の高級料理店や待合の前へ行つてごらんさい、みんな三万台の白ナンバーの官庁の車が列をなして並んでゐるじゃないですか。これを政めて、そうして一つ学生、お前たちもしつかりせいというならいいが、試みに文部大臣、今晚、うそだと思つたら、散会後同行して、お供をしてもいいと思ひますが、大ていこれは官庁の車であり、その内容を調べてごらんさい。そういう状態に置いておいて、そうして学生はいかぬ、生徒はいかぬといつてゐるのは、清瀬さん、これは一つみずから政治家が政めて、こういう法案を自民党が出してゐるならば、あいつ待合政治をやめて、その上に立つて国民に訴へるところの、私は政治家は、まずみずからきれいにしつて、そうして国民に求める、青少年に求める、こういう態度でなければいかぬと思ふんですが、みずからは何をやつてもいい、青年や少年に対して、お前たちは正しくあれ、こういうような政治をやろうというの、この臨時教育制度審議会設置法案を出してきた清瀬さんの構想のように考えられて、非常におおそれるものであります。私の申し上げることは、清瀬さん、もしも極端な表現であるというなら、何ならばこれから委員会が終りまして、この車を何番であるか押えて、そ

れを調べてみましょう。大ていは官庁の車であります。これらは回り回つてわれわれの血税を食つてゐるのです。それを政めなければ、それを政めてこそこれを出してくる資格があるのです。そういう意味において清瀬さん、あなた——とくにあなただといふの、うやないのです、弁護士として、そういう不正を追及することにおいて、法律家として特に大家であるので、こういう風潮をいかに考えておられるか、一応最後にあなたから伺つておきます。あなたの発言の機会がなくてさびしうにしておられるから、特にこの問題伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今、菊川さんより御引用の事実、わけてもわが総裁、總理の名前が出ましたが、私は総裁、總理において、さような関係は断じてないと思つております。しかしながら、わが國の政界においてやばいいろいろな問題が起ることは、実に残念と思つております。有罪の判決があるまでは無罪でありますから、今起訴されておる人々の名前などは言いたくありませんが、大きな阿党にわたつて、やはり賄賂事件の起訴を受けておる人もあるのであります。実に残念で、政界の改革はともやらないければなりません。わが自由民主黨が成立の際の六つあげた第一が教育の改革で、第二が政界の刷新であります。(菊川孝夫君「第一が政界の刷新でなければならぬ」と述べ)しかしながら、(菊川孝夫君「今の自民黨の待合政治をやめろ」と述べ)ちよつと、今度は私に言わしてもらつたのですから……私がい

校の學生を賣めたのじゃないのです。岐阜縣の學生を賣めたのじゃないのです。日本の教育を賣めたのです。こういう教育が行われておる。この教育をいふ、しかもそれがたかといえ、ば、もとほれわれの責任、政治家の責任であります。たとい占領下といふのも、あつた教育をやつたからこうなつたので、十才以下の子供に、お前たちが悪いといつて私もしかる権利はあります。そういう教育を私も先輩が法律を作つてやつておるのであります。でありますから、われわれは考へて、一方菊川さんのおっしゃる通り、両党とも疑獄事件の起らないように、また一方それと並行して教育が正しくするようにしなければならぬ。疑獄をなくさないうちは教育はほうっておいてよろしいといふふん切りは私にはつかないであります。両方しなければならぬといふことを考へておきます。(笑聲)

○菊川孝夫君 清瀬さんの御答弁、一応それがほんとうにやつていけるという勇氣を持つておられるなら、私もけつこうだと思ひ、賛成であります。あなたが悪かつた、こういうことでしたので申し上げるのだが、あなたがその当時には追放になつておられたかどうか、ちよつとわかりませんけれども、そうすると、アメリカからその当時に押しつけられたと、こういうふう

政治家は持つておらなかつたということ、を、だらしなかつたということだけは少くとも考えられるのでしよう。ところが教育制度ができたときに、いづれもいい教育制度ができたのであるといつて宣伝したのは、憲法ができたときに記念日を設けたと同じいき方をした。しかもその当時これを謳歌した人たちは、今自民黨の中に相当おられるわけですね。大多數を占めておられる。あなたの方のように追放解除された人はこれは別です。ちよつとそれは表現を変えて言ふならば、戦争中に軍に協力した者を、監獄から出てきた徳田さんや志賀さんが、おれらは監獄におつて知らなんだからあのときに戦争に協力……、こういうのと同じことで、あなたの方はちよつと追放中であつたから、あの当時に押しつけられたのをよくそれを返さずに、日本のほんとうの思ふことをようせなかつたといふことはだらしがなかつた、少くともあなたの腹の中ではそのくらいに思つておられるかどうか。もう少しあのとき

に突つ張つて、日本的なものにしてあげばよかつた、こう考へるのか。あのときのやり方は悪かつた、占領下であつたからようやらなんだが、その占領軍に対して少くとも言ふべきことをよう言わなかつた、これは残念であつたといふふうにあつたはお考えになつてゐるのか。それともまああれはあれでやつてみようといふので張り切つてやつたんだが、そのこと自体はいいと思つたけれども、結果が悪かつた、こ

ういうふうに考へておられるのか、どつちか、一つ伺つておきたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) むしろ最後の方に近い考へを持つております。

（菊川孝夫君）「もういって逃げるつもりでいる」と述ぶ。あなたは非常にロジカルにお聞き下さるので困るのですが、私は占領後の教育が全面的に悪かったというのじゃございません。戦前の服従一本の教育、詰め込み教育、かくのごとき自由なる教育に、子供の自発的能力が発達するようにやりました。それからは功績はあると思うのです。それから今の青年は、大体からして朗らかになって、いい青年になっておるといことは認めるのです。悪かったという、当時の政治家を悪くもって責めるような考えは持っておりません。しかしながら、今の成績から見れば、やはりもう少し民族のものがあつてよかつたろうと、こういうこととす。鳩山総理がもう少しばかりとおっしゃったのはそれなんです。私はこの教育基本法を議する時分の貴族院の速記を讀んでみましたが、京都の佐々木惣一博士がその当時の文部大臣に聞いておられる。この基本法をすつと見て参りますと、国家民族に対する忠誠という言葉がちつともないじゃないかという間があるのです。そのときの会の状況は知りませんが、文部大臣は、その文字はないけれども、人格完成という言葉もあり、それから平和的国民ということがある。平和的国民という文字がある以上は、そのうちに国民に対する忠誠というのを含んでおるのだという答えをされておられます。実に窮屈な答えなんです。この文字一つで言っておられるので、文部大臣は今私の方の文化財の委員長の高橋さんでありました、高橋さんもあれだけの人だから、

もう少しはつきりした答えをおそらくしたいのであらうけれども、このテキストができておるんですね。それがやはり進駐軍の手からきているのです。そこで非常に窮屈な答えをされておりますが、今われわれは独立して、解放した日本国になりましたから、その遺慮なくして、もう一ぺん考えてみるという事はよからうかと、こう私、——今の答えはさつくばらんの答えですから、その通りにお聞きを願いたいと思います。

○委員長（青木一男君） ちよつと速記をとめて。

（速記中止）

○委員長（青木一男君） 速記を始めて下さい。

本日は質疑をこの程度にとどめて、散会いたします。

午後三時五十一分散会

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（衆）

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案
旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 本邦等において負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した旧軍人又は旧軍人等の遺族に対する扶助料及び遺族年金については、この法律の定める特例によるほか、恩給法（大正十二年法律第四十八号）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律

第二百二十七号）の定めるところによる。

（遺族年金の支給の特例等）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）

による改正前の恩給法（以下「改正前の恩給法」という。）第二十一条に規定する軍人又は軍人（以下「旧軍人等」という。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）第三十条第二項の規定の適用により同

条第一項の規定による弔慰金の支給を受けた者（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、当該旧軍人等で営内（居住すべき者）が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間に本邦その他の政令で定める地域（援護法第四十二条第二項に規定する戦地の区域（当該区域が戦地であつた期間に限る。）を除く。）における在職期間（援護法第三十条に規定する在職期間をいう。以下同じ。）内においてその職務に

関連して負傷し、又は疾病にかかり、その在職期間内又は在職期間経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、これにより死亡したものであるときは、援護法第二十三条の規定の適用については、当該旧軍人等の遺族は、同条第一号に掲げる遺族とみなし、援護法第三十四条第一項の規定の適用については、当該弔慰金は、同条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。ただし、当該旧軍人等の負傷又は疾病が昭和十九

年一月一日前に生じたものである場合においては、その負傷又は疾病が職務に関連することが顯著であると認められる場合に限る。

2 旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行前に、旧軍人等の死亡につき改正前の恩給法の規定による扶助料を受ける権利についての裁定（改正前の恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に掲げる額の扶助料を給する裁定を除く。）がなされた場合にあつては、援護法審査会の議決を経た場合に限り、前項の規定を適用する。

3 旧軍人等の遺族で前二項の規定の適用により援護法第二十三条第一号に掲げる遺族とみなされるものに對し同条の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該遺族年金の額は、同法の規定により支給すべき遺族年金の額の十分の六に相当する額とする。

4 前三項の規定に基く遺族年金に關する援護法の適用については、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十一年四月」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十一年四月一日」とする。

（扶助料給与の特例）

第三条 旧軍人等の死亡につき、援護法第三十四条第二項の規定の適用により同条第一項の規定による弔慰金の支給を受けた者（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

項の規定により戦傷病者戦没者遺

族等援護法

（この法律の施行前に支給を受けた者を含む。）がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第三十五条の二第一項の規定の適用について、当該弔慰金は、援護法第三十条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき係給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第二條第二項の規定の適用により同條第一

族等援護法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされる場合の遺族」と、法律第五十五号附則第三十五條の二第三項中「死亡したかどうかの認定」とあるのは「死亡したかどうかの認定否及び当該旧軍人又は旧準軍人の死亡が旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第二條第一項の規定に該当するものであるかどうかの認定」と読み替へるものとする。

（扶助料、遺族年金の支給の調整）
第四條 旧軍人等の死亡につき、前條の規定の適用により法律第五十五号附則の規定による扶助料を受ける権利若しくは資格を取得する遺族又は援護法第二十三條第二号の規定に該当して同條の規定による遺族年金を支給される遺族には、第二條の規定に基づく遺族年金は支給しない。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十二年一月一日から施行する。
（経過規定）
2 この法律の規定に基づく扶助料及び遺族年金は、昭和三十二年一月分から支給するものとする。

（扶助料の年額の改定）
3 この法律の施行の際、現に旧軍人等の死亡につき恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十二年一月分以降その扶助料の年額を第三條第二項の規定により計算して得

た年額に改定するものとする。
（遺族年金の支給時期の特例）
4 この法律の規定に基づく遺族年金で昭和三十一年一月分から同年三月分までのものは、政令で定める

同年四月以後の時期に支給する。
（一時扶助料を受けた場合の扶助料の年額）
5 この法律の施行前に法律第五十五号附則の規定により一時扶助

料を受けた者がこの法律の規定に基づく扶助料を給せられることとなる場合には、当該扶助料の年額は、当該一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。

別表

俸 給 年 額	率
四三〇、八〇〇円以上のもの	一〇・〇割
三六七、二〇〇円をこえ四三〇、八〇〇円未満のもの	一〇・〇割に四三〇、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額一五、六〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
二五九、二〇〇円をこえ三六七、二〇〇円以下のもの	一一・五割
二四九、六〇〇円をこえ二五九、二〇〇円以下のもの	一一・五割に二六八、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額九、六〇〇円ごとに一〇・〇割を加えた割合
一一八、二〇〇円をこえ二四九、六〇〇円以下のもの	一三・五割
一一四、六〇〇円をこえ一一八、二〇〇円以下のもの	一五・〇割
九七、八〇〇円をこえ一一四、六〇〇円以下のもの	一五・〇割に一一八、二〇〇円と退職当時の俸給年額との差額三、〇〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
九四、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	一七・六割
九一、八〇〇円をこえ九四、八〇〇円以下のもの	一八・〇割
八八、八〇〇円をこえ九一、八〇〇円以下のもの	一八・四割
七九、八〇〇円をこえ八八、八〇〇円以下のもの	一八・四割に九一、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額三、〇〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
七九、八〇〇円のもの	一九・九割